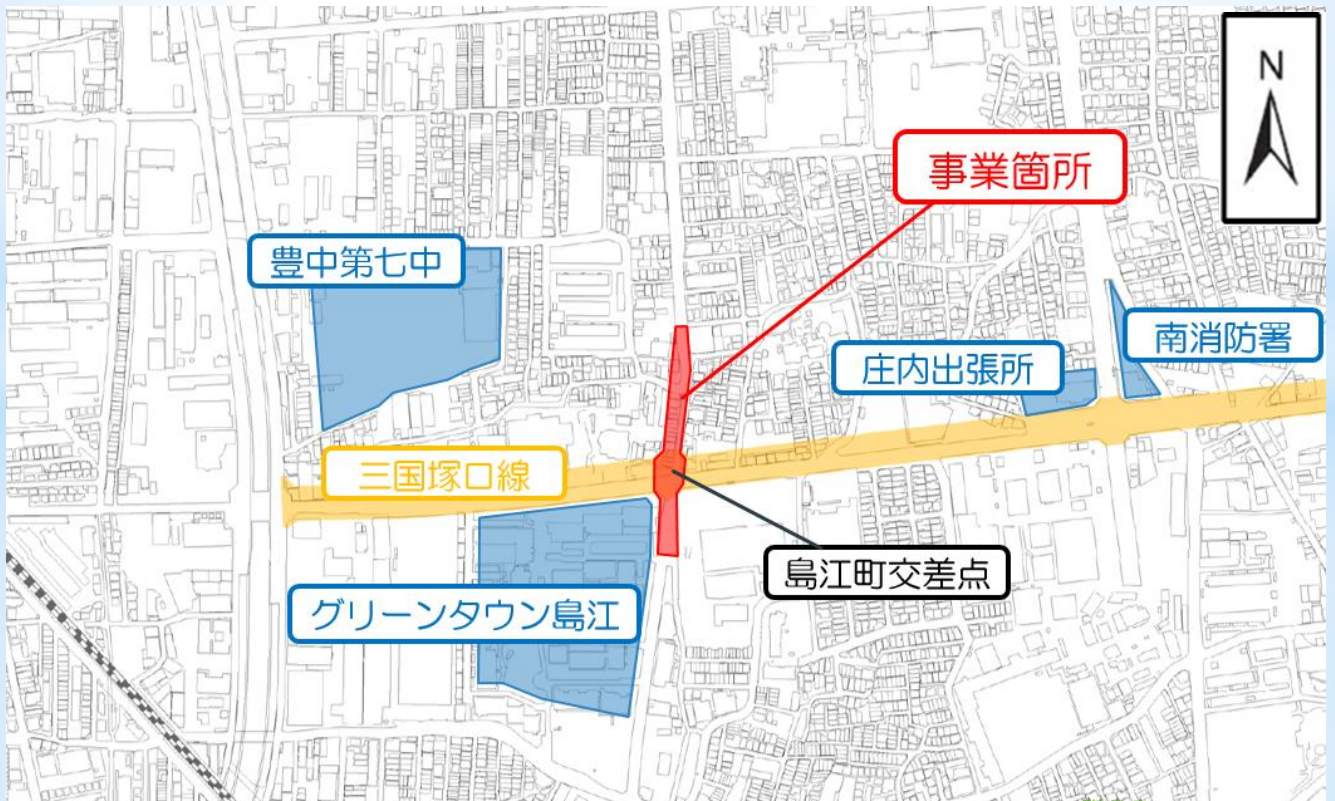


都市計画道路 曾根島江線整備事業

～ より良い
交差点をめざして ～

◆事業箇所◆



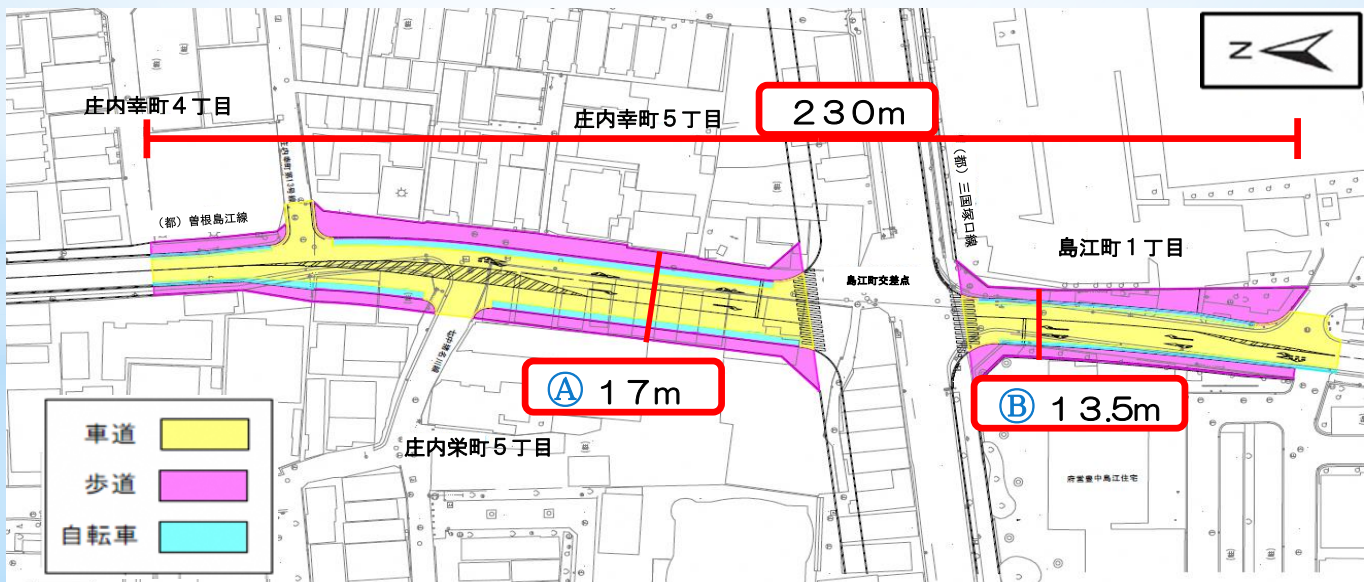
◆背景と目的◆

都市計画道路曾根島江線のうち、大阪府が事業を進めています都市計画道路三国塚口線と交差する島江町交差点付近は、交通量が多いにもかかわらず幅員が6 m程度で混雑しており、歩道がないため歩行者の安全の確保が課題となっています。

また、防災ラインとして位置づけられている都市計画道路三国塚口線と合わせて整備することにより、避難路のネットワーク形成や災害時の延焼拡大を抑制するなど、さらなる防災性の向上に繋がります。

このことから、交差点北側において、都市計画幅員を8 mから17 mに変更し、安全な歩行空間の確保と円滑な交通処理及び防災性の向上を図るため、島江町交差点の南北合わせて230 m区間において、右折車線の設置等の拡幅整備を行いたいと考えています。

◆整備事業の内容◆



◆計画横断面図◆

A

島江町交差点北側（北→南向き）断面



B

島江町交差点南側（南→北向き）断面



◆都市計画道路 曽根島江線整備事業◆

事業手法 都市計画法に基づく都市計画道路事業

事業箇所 豊中市庄内栄町5丁目・庄内幸町4、5丁目・島江町1丁目

延長 230m

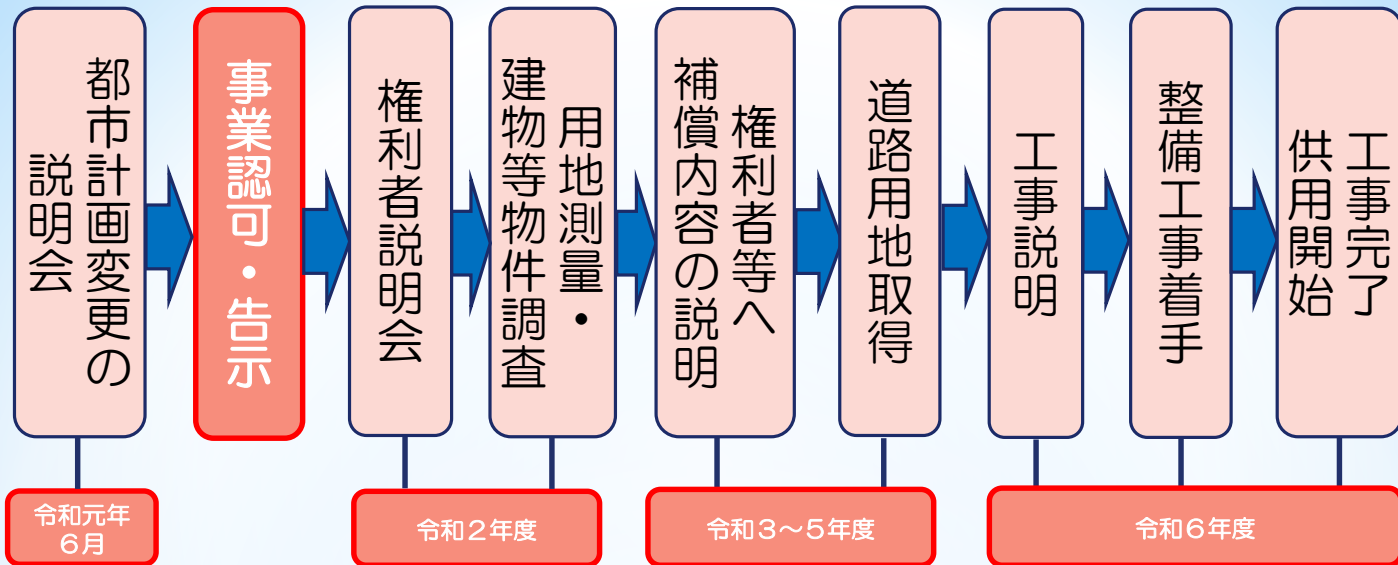
幅員 北側：約12m～17m

南側：13.5m

認可の告示 令和2年4月1日（大阪府告示第546号）

事業施行期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

◆事業のすすめ方◆



◆事業地内の主な法的制限◆

- ① 建築等については制限されます。
事業認可を受けた路線の事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建物等の建築、移動が容易でない物の設置は制限されます。
(都市計画法第65条)
- ② 土地や建物等の有償による譲渡は届け出が必要です。
事業認可を受けた路線の事業地内において、土地や建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、豊中市への届け出が事前に必要となります。
(都市計画法第67条)
- ③ 事業地内の土地等の所有者は、その土地等の買取を請求することができます。
(土地収用法第46条の2)

◆お問合せ先◆
都市基盤部 基盤整備課 計画係
TEL: 06-6858-2886